

伊万里市市営駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月1日

伊万里市長 深 浦 弘 信

## 伊万里市条例第 17 号

### 伊万里市市営駐車場条例の一部を改正する条例

伊万里市市営駐車場条例（平成 17 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「及び自動料金精算機専用コイン（以下「専用コイン」という。）」を「（別記様式）」に改め、同条第 3 項中「駐車場の」の次に「全部又は」を加える。

第 7 条第 1 号中「中央駐車場」の次に「及び駅前東駐車場」を加え、「現金又は回数駐車券（様式第 1 号）で」を削り、同条第 2 号を削り、同条第 3 号中「現金で」を削り、同号を同条第 2 号とする。

第 12 条第 1 項ただし書を削り、同条第 2 項中「及び専用コイン」を削る。

別表第 2 船屋町駐車場の項を削り、同表に次のように加える。

駅前東駐車場	普通自動車	100円	50円
--------	-------	------	-----

別表第 2 備考中「中央駐車場」の次に「及び駅前東駐車場」を加える。

別表第 3 300円コイン 12個の項を削る。

様式第 2 号を削る。

様式第 1 号中「第 7 条関係」を「第 6 条関係」に改め、同様式を別記様式とする。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。